

## 専有部分改修工事の申請取扱基準

2010/07/07

	工 事 内 容	提 出 条 件	申 請 書 の 有 無	提 出 期 限
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅内木部の造作</li> <li>・壁紙張替・畳交換</li> </ul>	居住者本人が 施工する場合	不 要	
2	上記と同じ内容	業者が施工	必 要	1 週間前
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステムキッチン・換気扇・洗面台・便器・台所用ガス給湯器の取替</li> <li>・サッシ(カバー工法を含む)の取替</li> <li>・浴槽の交換(ボイラー部を除く)</li> <li>・ユニットバスへの切替</li> <li>・フローリング・クッションフロア等床材の張替</li> <li>・天井塗装の吹き替え</li> <li>・既設の貫通穴及びサッシ枠を使用するエアコンの取替</li> <li>・その他管理組合理事会が適切とする改修工事等</li> </ul>	構造壁に影響のないことが 明かである工事	必 要	2 週間 以上前
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー交換を伴う浴槽の取替</li> <li>・浴室タイルの張替</li> <li>・共有各種排水縦管に接続する排水管設備工事</li> <li>・専有部分の給水・給ガス工事を伴う設備工事</li> <li>・建物構造壁を使用する内装工事</li> <li>・建物構造壁に係わるすべての工事</li> </ul>	1～3に該当しない工事	必 要	3 週間 以上前

- ★ 住宅改修には、申請書が必要です。上記の表を参考に提出期限を守って申請をしてください。
- ★ 申請書の受付後、内容を確認してから、専有部分改修等工事申請に対する「**通知書**」(承諾書)及び階段下掲示用の「**リフォーム等工事届出済み公告書**」を返送いたしますので、工事期間中は階段下に掲示をお願いいたします。
- ★ 申請が受理された工事に対して、業者の車の「**駐車許可証**」を発行します。
- ★ 事前提出条件を満たさない「住宅の改修等申請書」については、受付後、却下することがあります。
- ★ この専有部分のリフォーム申請取扱基準は、2010年8月1日受付分より施行します。